

国名	(記載例) 日本	英国
基礎情報	人口：約1億2,744万人(2019年1月) 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約680万人(2019年1月) 面積：約24.3万km ² 首都：ロンドン
住民データベース	住民基本台帳 ・根拠法：住民基本台帳法(以下「法」) ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	日本の住民登録制度に類するものはない 住民情報は、個々の行政分野(税、選挙登録等)ごとに登録
登録事項	住民票の記載事項(法第7条) 氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コード等	住民票に該当するものはなく、個々の行政分野(税、選挙登録等)ごとにそれぞれに必要な情報を登録
住民データベースへの最初の登録(邦人の場合)	① 出生届の提出(戸籍法第49～52条) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口(本人の本籍地、届出人の所在地、出生地(病院等のある市町村)) ・必要書類：出生届、出生証明書(医師、助産師、その他の者が出産に立会った場合) ・届出方式：出頭、郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が、住所地でない場合、当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が、職権により住民基本台帳に記載(法施行令第12条)	住民データベースに該当するものはないが、出生届は親権者が居住する自治体に登録 ・届出義務者：父母 ・届出先：居住自治体(出生地(病院等のある市町村)) ・必要書類：出生証明書、パスポート ・届出方式：出頭
住所変更に係る手続の種類・方法	種類：転入届、転居届、転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は、あらかじめ行う。 方法： ①対面(窓口) ②郵送(転出届のみ) ③オンライン(マイナンバーカード所有者の特例転出)	個々の行政分野(税、選挙登録等)ごとに、住所変更手続が必要
オンラインによる住所変更の手続	①転出時 届出者は、転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し、電子署名を付し、署名用電子証明書を併せて送信 ↓ ②転入時 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出(出頭) ※マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要	個々の行政分野(税、選挙登録等)ごとに、オンラインで手続が可能
罰則	虚偽届出：5万円以下の過料(法第52条) 届出懈怠：5万円以下の過料(法第52条)	行政分野ごとに罰金等の罰則あり (例) 【出生登録】 ・登録遅延：2ヶ月以上登録しない場合、200ポンド以下の罰金 ・虚偽の登録：3年に及びぶ期間の懲役もしくは罰金、またはその両方 【選挙登録】 ・故意に登録しない場合：最高1,000ポンドの罰金
IDカード(物理的カード) ※住民登録と連動しているIDカード(身分証明書)があれば記載願います。	個人番号カード(マイナンバーカード) ・券面記載事項：氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、写真、追記欄等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し ・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭 ・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し、マイナンバーカードを提出し、券面記載事項及び電子証明書等ICチップ内の情報を書換え → 券面記載事項に住所が含まれているため、住所が変わると、出頭し、書き換えの手続が必要	住民登録と連動しているIDカード(身分証明書)なし
電子ID ※住民登録と連動している電子IDがあれば記載願います。	○移動端末設備用電子証明書(スマホGP-SE) ・機能：電子署名、本人確認(利用者証明) ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一(発行の日から5回目の誕生日まで) ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書をを用いて本人確認した上で取得 ※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」における公的個人認証法の改正の施行後(令和4年度中)に実現	住民登録と連動している電子IDなし
チップ・電子証明書ICの記録事項等 ※IDカードに掲載されているICチップ及び電子証明書があれば記載願います。	ICチップの記録事項 ・券面AP：表面情報(4情報(住所・氏名・生年月日・性別)+顔写真)と裏面情報(個人番号)の画像データ ・JPKI-AP：署名用電子証明書(発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号、4情報等) 利用者証明用電子証明書(発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号) ・券面入力補助AP：個人番号、4情報等 ・住基AP：住民票コード ・空き領域：印鑑登録証、コンビニ交付、図書館カード、国家公務員身分証明証等。市町村等が条例等で定めるところにより利用可能 → 住所が記録されているので、住所が変わると、署名用電子証明書が失効	チップ・電子証明書ICについて該当なし
選挙制度	選挙人名簿に登録される者 引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者	選挙人名簿に登録される者 居住自治体に12日前に選挙人登録をした者
税制度	・地方税は、1月1日時点で住民票がある市町村に納税 ・地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが、国勢調査に基づいており、住民基本台帳は補足資料	・住民税の側面を持つ地方税、カウンシル・タックス(Council Tax)を各自自治体に納税 入居した時点から居住者の納税義務が発生 ・政府から各自自治体に支払われる地方交付金(Revenue Support Grant)については、必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があり、英国統計局が毎年発表している推計人口に準拠
医療・福祉制度、その他	・医療・介護・公的年金は、保険方式 ・住民票の記載事項に以下の事項が含まれ、各制度において活用 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項、児童手当の受給資格 ・住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 国保給付(療養の給付)、健康保険の被扶養者認定、介護保険料徴収、生活保護の開始、生活困窮者住居確保給付金支給、自立支援医療費の支給認定、特別支援学校への就学奨励に係る経費支給、公営住宅の供給等、小児慢性特定疾病医療費支給、難病患者への特定医療費支給、インフルエンザ予防接種、養護老人ホーム入所等	・公的年金は、NI(国民保険番号)を個人ごとに割り振り ・医療は、NHS(国民保健サービス)ナンバーを個人ごとに割り振り